

予納郵便切手額一覧表

知的財産高等裁判所

郵便費用の予納を郵便切手で行う場合の、予納金額及び組合せは表のとおりです。

事件の 種別	審決取消訴訟 控訴 再審		附帯控訴 (相手方1名)		抗告 (相手方なし)		上告提起 上告受理申立		特別抗告提起 抗告許可申立 (相手方なし)	
総額	6,000円		2,500円		2,600円		5,800円		2,500円	
内訳	500円	8枚	500円	4枚	500円	4枚	500円	4枚	500円	2枚
	100円	10枚	100円	2枚	100円	3枚	210円	10枚	210円	2枚
	84円	5枚	84円	2枚	84円	2枚	100円	8枚	100円	4枚
	50円	5枚	20円	4枚	20円	3枚	84円	6枚	84円	5枚
	20円	10枚	10円	4枚	10円	6枚	20円	10枚	20円	5枚
	10円	10枚	1円	12枚	2円	4枚	10円	16枚	10円	15枚
	2円	10枚			1円	4枚	2円	8枚	1円	10枚
	1円	10枚					1円	20枚		
備考	当事者1名増すご とに1,194円2組追 加(組合せの指定 はありません。)		当事者1名増すご とに1,250円(上記 の額の組合せの半 分の枚数)を追加		当事者1名増すご とに上記の額の組 合せを1組追加		当事者1名増すご とに2,520円追加 〔内訳〕 500円 2枚 210円 2枚 100円 7枚 84円 4枚 10円 5枚 1円 14枚		当事者1名増すご とに上記の額の組 合せを1組追加 特別抗告提起、抗 告許可申立の両 方を申し立てる場 合、特別抗告提 起、抗告許可申立 のそれぞれに必要	

郵便費用の予納は、保管金の納付（金銭の納付）により行うこともできます。残額が切手ではなく金銭で返還されるなどのメリットがあります。また、電子納付（ペイジー）が利用できるなど、手続も簡便です。是非ご利用ください。詳しくは、[こちら](#)をご覧ください（現金を窓口納付する場合、当庁ではお釣りを出すことができませんので、お釣りが出ないようにお持ちください。）。